

福邦銀行WEB口座開設サービス 利用規定

(2022年9月現在)

～はじめに～

本利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社福邦銀行（以下、「当行」といいます。）が提供する「福邦銀行WEB口座開設サービス」（以下、「本サービス」といいます。）のお客さまへの提供とお客さまの利用の条件を定めるものです。本サービスを利用する場合、お客さまは本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解し、同意した上で自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第1条 本サービスの内容および利用

1. 本サービスは、本規定の条件のもとで、お客さまが当行所定の通信機器を使用し、当行ホームページ上の口座開設専用ページから画面の説明にしたがって、当行所定のお客さま情報、および当行所定の写真付き本人確認書類の画像と容貌の画像を当行に送信する方法により、当行所定の各種手続を行うことができるサービスをご利用いただけます。
2. 本サービスにて行うことができる手続（以下、「本手続」といいます。）は次のとおりです。
 - （1）普通預金口座の開設のお申込み
なお、本サービスで開設する口座は全てWEB口座（※）となります。
（※）WEB口座とは通帳等のない口座で、キャッシュカードやインターネットバンキングサービス（当行の「ふくほうWEBバンキングサービス」）により取引を行います。
WEB口座に関する詳細は別途「WEB口座規定」でご確認ください。
 - （2）福邦銀行キャッシュカード取引のお申込み
3. 本サービスのご利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。

第2条 使用許諾

1. 本サービスを利用できる通信機器は、当行所定の機種に限るものとします。

第3条 免責事項

1. 当行は、本サービスを現状有姿にてお客さまに提供するものであり、本サービスの機能、性能および内容についての正確性、信頼性、安全性および第三者の権利を侵害していないこと等につき、明示的にも、黙示的にも保証するものではありません。
2. 各種申込のご利用に関して、本サービスの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能など）、通信機器に与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
3. 前項のほか、次の各号の事由により、本サービスまたは各種申込が利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - （1）災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じた場合。
 - （2）当行が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に

障害が生じた場合。

(3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

第4条 本サービスおよび本規定の変更等

1. 当行は、本サービスまたは各種申込の内容の全部または一部を適宜変更できるものとします。
また、当行は事前の予告なく本サービスの提供、利用を中止することがあります。
2. 当行は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容をホームページに掲載することにより告知し、変更日以降は本サービスに関する一切の事項は、変更後の本規定の内容によります。
3. 前2項の場合において、お客さまに生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

第5条 お客さまの責任

1. お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに起因して第三者から受けた苦情、請求等については、お客さま自身の責任と費用にて解決するものとします。
2. お客さまが本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを賠償する責めを負います。

第6条 個人情報の取扱い

本サービスを利用した本手続において当行が取得したお客さまの個人情報（本人確認資料の写真画像を含みます。）については、当行の「個人情報保護・利用目的の明示」に定める利用目的のために利用するものとします。

第7条 関連規定

本手続により、お客さまと当行との間で各種取引が成立する場合の条件およびその取引の条件は、本規定および当行が別途定める各関連規定等と一体として取り扱われるものとし、本規定に定めがない事項に関しては各関連規定が適用されるものとします。

第8条 預金契約の成立

1. 本サービスによる申込みは、後者が優先となります。二重申込みや再申込みについてもこの取扱となります。
2. 本サービスで明示する条件に合致しない申込みについては、受付ができません。
その場合は、以下のいずれかのおとりとなります。
 - (1) 本サービスでの手続を進めることができないため契約不成立
 - (2) 本サービスの申込み手続で入力した電話番号、住所等へ連絡がつかないため契約不成立
※電話番号、住所等の誤入力などにより当行所定の方法によっても連絡できない場合あり
受付の状況がわからない場合は、当行へ問合せください。
3. 本サービスからの申込みによる口座は、当行が所定の開設手続を完了した時点で、当行とお客さま

の間に預金契約が成立するものとします。ただし、郵送により送付したキャッシュカード等が当行に返送されてきた場合等には、当行がお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

第9条 お届印

本サービスからの申込みにより開設した口座については、印章の届出は任意となります。

ただし、店頭での預金払戻取引、口座振替契約申込、諸届取引（変更届等）、他取引の契約申込など、お届け印の押印が必要な取引がありますので、取引開始後の印章の届出を推奨します。口座開設後に当行所定の方法により届出を行ってください。当行が印章の届出を受け付ける際には当行所定の方法によりご本人であることの確認などを行います。

第10条 その他

1. 本サービスは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性のあるものであり、お客さまが本サービスを国外で利用する際には、関連法令を厳守しこれに違反した行為により生じた問題につき、お客さま自身の責任と負担で解決するものとします。
2. 本規定に関連してお客さまと当行との間で生じた紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。

以 上

2021年 12月20日 制定

2022年 9月30日 改定